

## 低未利用土地等確認書交付のための提出書類チェックシート

提出目的	提出書類	注意事項等	✓欄	
低未利用土地等であることの確認	1. 別記様式①-1(低未利用土地等確認申請書)	・ 確認書の部分は記入しないこと		
	2. 売買契約書の写し	・ 申請者が契約者であること ・ 契約日が確認できること		
	3. 以下の(1)～(5)の <u>いずれかの</u> 書類			
	(1)鹿沼市が運営する空き家バンクへの登録が確認できる書類	・ 紛失した場合、再発行可能 (建築課 空き家対策係へ)		
	(2)宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告(チラシ、看板、HP等)	・ 宅地建物取引業者による広告であること		
	(3)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 (※1)	・ 使用中止日が売買契約よりも1か月以上前であること		
(4)別記様式①-2(宅地建物取引業者が低未利用土地等であったことを証したもの) ※(1)～(3)のいずれの書類も提出できない場合に限る				
(5)市担当者による現地調査・ヒアリング ※(1)～(4)のいずれの書類も提出できない場合に限る	・ 調査のため、確認書発行にかかる日数が通常より多くなる			
譲渡後の利用についての確認	4. 以下の(1)～(3)の <u>いずれかの</u> 書類			
	(1)別記様式②-1(宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)	・ 買主による署名が必要		
	(2)別記様式②-2(宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合)			
	(3)別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合) ※(1)～(2)のいずれの書類も提出できない場合に限る			
その他の要件の確認	5. 土地等に係る登記事項証明書(写し可)	・ 売買契約のあった年の1月1日において、申請に係る土地等の所有期間が5年を超えること		
	6. 適用要件セルフチェックシート	・ 全ての✓欄に✓が入っていること ・ 「事前相談」欄に必要事項が記入されていること		

(※1)支払い証明書、料金証明書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(使用中止日が分かるもの)等